

周防大島町分別収集計画

第10期（令和5年度～令和9年度）

令和4年7月

周防大島町

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の一般廃棄物は、可燃物の焼却、資源物の中間処理、不燃物の最終処分について町の処理施設で実施している。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の概ねを占める容器包装廃棄物を分別収集するとともに、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用、ひいては循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	675t	653t	632t	612t	592t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、周防大島町快適環境づくり推進協議会により、リサイクル活動を推進する。

- ・ 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動を積極的に取り組む。

また、ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会や学校その他各種グループからの要請に応じて職員が説明を行なう。

- ・ 過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・ 買い物袋の持参の徹底

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行なう。

- ・ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、周防大島町が有する収集機材・選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空カン
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	透明の空ビン
	茶色のガラス製容器	茶色の空ビン
	その他のガラス製容器	その他の空ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	12t		12t		11t		11t		11t	
主としてアルミ製の容器	24t		23t		22t		22t		21t	
無色のガラス製容器	(合計) 46t		(合計) 44t		(合計) 43t		(合計) 42t		(合計) 41t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	46t	0t	44t	0t	43t	0t	42t	0t	41t	0t
茶色のガラス製容器	(合計) 46t		(合計) 45t		(合計) 43t		(合計) 42t		(合計) 41t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	46t	0t	45t	0t	43t	0t	42t	0t	41t	0t
その他のガラス製容器	(合計) 26t		(合計) 26t		(合計) 25t		(合計) 24t		(合計) 24t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	26t	0t	26t	0t	25t	0t	24t	0t	24t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1t		1t		1t		1t		1t	
主として段ボール製の容器	23t		22t		22t		21t		21t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 24t		(合計) 23t		(合計) 23t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	25t	0t	25t	0t	24t	0t	23t	0t	23t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 74t		(合計) 72t		(合計) 70t		(合計) 68t		(合計) 66t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	74t	0t	72t	0t	70t	0t	68t	0t	66t	0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ① 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じて算出した。
- ② 飲料用紙容器・段ボール製容器については、過去の業者実績に基づいて推計した。

また、人口変動率は次のとおり設定した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人口	13,898人	13,519人	13,142人	12,794人	12,446人
対前年度比	97.35%	97.27%	97.21%	97.35%	97.28%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、現在、自治会や町民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙容器、段ボールについては、引き続き団体による集団回収を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空カン	町による定期収集	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	透明の空ビン	町による定期収集	町
	茶色ガラス製容器	茶色の空ビン		
	その他ガラス製容器	その他の空ビン		
紙類	飲料用紙容器	飲料用紙パック	住民団体による集団回収、生協・スーパー店頭での拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集	町
	その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

周防大島町環境センターで選別・圧縮・保管を行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチール製容器	空カン	指定の青色ネット袋	パッカー車 トラック	環境センター (選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	透明の空ビン	コンテナボックス (白色)	パッカー車 トラック	環境センター (選別・圧縮施設)
茶色ガラス製容器	茶色の空ビン	コンテナボックス (黄色)		
その他のガラス製容器	その他の空ビン	コンテナボックス (青色)		
飲料用紙容器	飲料用紙パック	—	—	民間業者
段ボール	段ボール	—	—	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	指定の赤色ネット袋	パッカー車 トラック	環境センター (選別・圧縮施設)
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	指定の透明ビニール袋	パッカー車 トラック	環境センター (選別・圧縮施設)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（第8条第2項第6号）

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、町民や事業者、各種団体、行政からなる委員で構成された周防大島町快適な環境づくり推進協議会を設置している。

自治会等の町民団体による集団回収を推進するため、優良団体の表彰、集積所や分別収集機材の貸与などの支援をおこなう。

なお、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

容器包装リサイクル制度による温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果を算定し、その結果を公表する。

分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。

《特記事項》

〔1〕 ごみ処理フロー

周防大島町における分別排出と収集・処理のフローは下記のとおりである。

